

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称: 浜松市

1 地域活性化総合特別区域の名称

未来創造「新・ものづくり」特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

●未来創造「新・ものづくり」特別区域における農業と工業のバランスある土地利用の実現

解説: ・浜松市における市街化調整区域及び新・産業集積エリア（H27. 1. 16に市街化区域に編入した工業専用地域）を「未来創造『新・ものづくり』特別区域」として、農業と工業の均衡のとれた土地利用を促進する区域とする。

- ・全国的な課題である農業の担い手の減少と耕作放棄地の増加の対策として、大規模農地を確保することにより大手企業の農業参入を促進させ、離農の意向のある農家の農地を中小規模に集約し、規模拡大を志向する農家への利用集積や中小企業の農業参入を推進する。
- ・農業の企業参入、新産業の創出を計画的に進めることにより、農業の6次産業化を推進する。
- ・先の東日本大震災を受け、地元企業が防災対策として、より安全な地域における工場立地を多く希望していることから、それらの要望に対応するため、迅速に工場用地の確保を進めるとともに、企業誘致を戦略的に推進しものづくりの集積地として新産業の創出を目指すことにより、企業の海外移転による空洞化対策、安定的な雇用の確保を図る。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1): 産地力の強化

数値目標(1)－①: 農畜産物販売額

339億円(H27年度)⇒357億円(R3年度)

数値目標(1)－②: 農業参入した企業による耕作面積増

11.8ha(H27年度)⇒64ha(R3年度)(毎年度平均13.5ha)

評価指標(2): 企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大

数値目標(2)－①: 新規立地件数

18件(H27年度)⇒100件(R3年度)(毎年度平均20件)

数値目標(2)－②: 新規立地企業の売上高

173億円(H27年度)⇒1,900億円(R3年度)(毎年度平均380億円)

数値目標(2)－③: 新規立地に伴う雇用増

603人(H23年度～H27年度)⇒1,303人(R3年度)(毎年度平均140人)

3 特定地域活性化事業の名称

未来創造「新・ものづくり」特別区域における農業と工業のバランスある土地利用の実現による両分野の持続的発展のため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、農地の集約と企業等の農業参入の促進及び既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積に係る取組を行っていく。

①企業の農業参入推進事業(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)

②農商工連携・6次産業化推進事業(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)

③企業立地促進助成事業(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要事項

ア) 地域において講ずる措置(別紙2-8)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置

市が提案する市街化調整区域における農振除外・転用や大規模な農地・工場用地の造成については、提案実現のために国・県・市による調整会議の場を設けて具体的に調整することとなり、その調整の結果、「新・産業集積エリア」を市街化区域へ編入した。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【1 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

企業の農業参入推進事業[地域活性化総合特区支援利子補給金]

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社静岡銀行、浜松磐田信用金庫、遠州信用金庫
株式会社清水銀行、とぴあ浜松農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、市内外の事業者の総合特別区域内における、農業参入において要する生産関連施設の整備に係る設備投資等、企業の農業参入推進に資する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

企業の農業参入推進事業において実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「農地の集約と企業等の農業参入の促進」及びその解決策である「農業参入を目指す企業の戦略的誘致」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

農商工連携・6次産業化推進事業[地域活性化総合特区支援利子補給金]

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社静岡銀行、浜松磐田信用金庫、遠州信用金庫
株式会社清水銀行、とぴあ浜松農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、市内外の事業者の総合特別区域内における、先端技術を取り入れた植物工場等の農業生産施設、農産物の付加価値を高め収益増に資する加工・販売施設及びその他関連施設の整備に伴う用地取得及び設備投資等、農商工連携・6次産業化推進事業に資する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

農商工連携・6次産業化推進事業において実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「農地の集約と企業等の農業参入の促進」及びその解決策である「農業参入を目指す企業の戦略的誘致、農協・農業者と農業に参入した企業等との連携強化」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

企業立地促進助成事業[地域活性化総合特区支援利子補給金]

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行、株式会社静岡銀行、浜松磐田信用金庫、遠州信用金庫
株式会社清水銀行、とぴあ浜松農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、市内外の事業者の総合特別区域内における、「はままつ産業イノベーション構想」において集積分野として掲げる6つのリーディング産業をはじめとする各種新規立地、生産拠点の拡張・集約、及び雇用機会の増大に資する設備投資、津波対策・サプライチェーン維持等を目的とした内陸部への生産拠点の移転等、企業立地促進助成事業に資する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

企業立地促進助成事業において実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積（次世代を担う新たな成長産業の創出、産業集積を進めるための用地不足・東日本大震災を教訓に、より安全な地域における工場立地）」及びその解決策である「既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積・地盤強固な内陸部への工業立地」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 企業立地促進助成事業 (H15年より措置／H30年度予算額: 2,700百万円)
- ・ 新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成 (H30年度予算額: 150,000千円)
- ・ 農商工連携・6次産業化推進事業 (H30年度予算額: 48,710千円)
- ・ 国営三方原用水二期土地改良事業 (H30年度予算額: 1,482,000千円)
- ・ 新・産業集積エリア開発整備事業 (総事業費: 約134億円、H30年度予算額: 542,816千円)
- ・ 税金 (固定資産税、都市計画税、事業所税 (資産割)) に対する補助制度 (2億円 (年限度額) × 3年間)

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 開発と保全のバランスある土地利用に向けた立地誘導地区の設定 (平成20年4月1日)

3 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 農業と工業のバランスある発展のため、本市組織を改正し、これまでの「商工部」及び「農林水産部」を統合し、「産業部」を設置 (平成23年7月1日)
- ・ 企業立地推進本部設置による全庁体制での取り組み (平成19年5月設置／本部長: 市長、本部員: 関係部長)
- ・ 新・産業集積エリア整備事業の本格的な実施にあわせ、現地事務所を開設し職員12名を配置 (平成26年4月1日)

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ 農業と工業のバランスある土地利用に向けて、責任ある体制・条例等の整備による無秩序な開発の抑制
- ・ 企業立地促進法三遠南信地域基本計画における目標実現に向けて、地域産学官が一丸となって産業集積を推進 (静岡県、愛知県、長野県も三遠南信地域産業活性化協議会参画。浜松市が協議会長を務める)。
- ・ 地域イノベーション戦略推進地域における戦略実施等に向けて、地域産学官金が一丸となって産業創出を推進 (静岡県、愛知県両県も推進組織に参画)

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	未来創造「新・ものづくり」特区協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月29日
地域協議会の構成員	とぴあ浜松農業協同組合、浜松土地改良区、浜松商工会議所、株式会社静岡銀行、浜松磐田信用金庫、遠州信用金庫、株式会社清水銀行、株式会社日本政策投資銀行、浜松市
協議を行った日	<p>(第1回) …指定申請書へ記載済 平成23年9月29日 協議会を開催</p> <p>(第2回) 平成24年10月10日 協議会を開催</p> <p>(第3回) 平成25年9月26日までに協議会委員へメール・文書にて協議内容を通知・承認済み 随時、事業の進捗状況等を報告</p> <p>(第4回) 平成28年9月26日から平成28年10月21日にかけて、協議会構成員と新計画案(概要版)について個別協議・承諾</p> <p>(第5回) 平成29年1月11日 協議会を開催</p> <p>(第6回) 令和2年10月26日から29日までに協議会構成員へメール・文書にて内容を通知し承認済み</p>
協議会の意見の概要	<p>(第1回) …指定申請書へ記載済</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存の農業者の営農活動も継続できるよう、本申請にある農業振興の計画に沿った事業展開を期待する。 2 本申請において掲げる農業産出額、耕作面積の増加といった目標の実現に期待する。 3 農地規制の壁を越え、農業と工業のバランスある発展を期待する。 <p>(第2回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定申請の地域活性化総合特別区域計画(案)における利子補給金制度の対象事業「企業立地促進助成事業」については、6つのリーディング産業に対象が縛られるものなのか。 2 農業振興エリアと新産業集積エリアのゾーニングはどうなっているのかを示

	<p>していただきたい。</p> <p>3 農業・工業それぞれの開発エリアのゾーニングをすることだが、将来的には市街化調整区域全体に開発のエリアを広げていくのか。</p> <p>(第3回)</p> <p>1 変更内容は軽微であり特に問題はない。</p> <p>(第4回)</p> <p>1 新・産業集積エリアは、これから本格化する事業であり、今後も特区事業として積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>2 利子補給金制度の活用実績もあり、特区の継続を希望する。</p> <p>(第5回)</p> <p>1 企業耕作面積や新規立地件数の増加は、生産力のアップや雇用の場の創設に繋がるもので重要な施策であると考え。それに伴い、企業の求める人材育成や確保に対する支援も必要になる。</p> <p>2 総合特別区域計画の継続に伴う変更申請について了承する。</p> <p>(第6回)</p> <p>1 表記方法の変更であるため意見はなかった。</p>
意見に対する対応	<p>(第1回) …指定申請書へ記載済</p> <p>1 特区制度を活用して、耕作放棄地や担い手不足対策を今まで以上に推進するとともに、本市の特区申請の趣旨のとおり、開発と保全のバランスある土地利用を計画的に進めていく。</p> <p>2 農業と工業の両面で発展してきた本市の強みを維持・拡大できるよう、本申請にある「農業と工業のバランスある土地利用」の実現に向け、他都市に先んじて実施することで、地域活性化を促し、閉塞感を打破していきたい。</p> <p>(第2回)</p> <p>1 指定申請書にも記載しており、政策的な整合を取るよう表現を整理している。当該事業では、津波対策による工場移転に加えて、新規立地や既存工場での設備投資についても対象としている。</p> <p>2 本市の市街化調整区域はそのほとんどが農用地区域であり、開発が抑制されている。農業振興に取組み、その上で一部について工場を立地していこうというものであり、ゾーニングは明確にしていく。</p> <p>3 本市の総合特区申請の理由の1つが、手続きに掛かる時間の短縮・解消であり、無秩序に開発を進めるものではない。</p> <p>(第5回)</p> <p>1 企業立地補助金(雇用増に対する助成)により雇用の創出と労働力の確保に努</p>

	め、数値目標の達成を目指していく。
--	-------------------